参考資料 1

口腔保健支援センターとは

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年公布･施行）に規定する口腔保健支援センター

○都道府県、保健所を設置する市、特別区が設置することが可能

○情報の提供、研修の実施等を行う機関

○具体的には下記の事業を実施。

- 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等（法第７条）
- 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等（法第８条）
- 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等（法第９条）
- 歯科疾患の予防のための措置等（法第10条）
- 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等（法第11条）

口腔保健支援センター設置推進事業の実施要綱に規定する事業内容

○　都道府県、政令市及び特別区において口腔保健に関連する部署と調整するための**行政組織（機能）**。

○　歯科医師２名（１名は歯科衛生士でも可）以上配置

参照条文（「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23 年公布･施行）」より）

（口腔保健支援センター）

第十五条　都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

２　口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

口腔保健支援センターの設置状況

○「口腔保健支援センター」の設置状況

		都道府県	保健所設置市・特別区
設置している		26	12
設置していない		21	83
内訳	設置する予定（又は設置を検討中）	0	3
	設置しておらず、予定もない	16	62
	その他	5	18

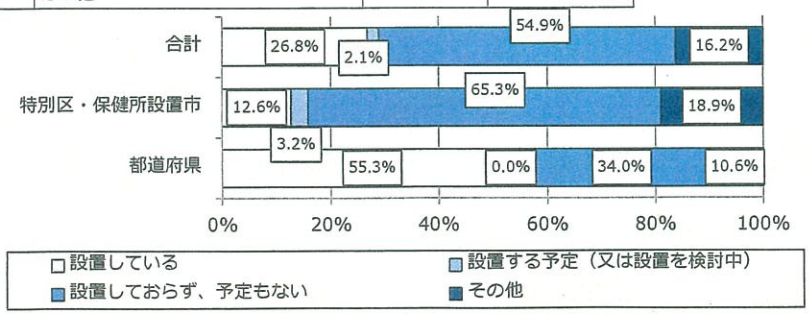

○参考：口腔保健支援センターを設置している保健所設置市・特別区一覧

新潟市	名古屋市	京都市	岡山市	北九州市	福岡市
岐阜市	豊田市	枚方市	高知市	長崎市	宮崎市

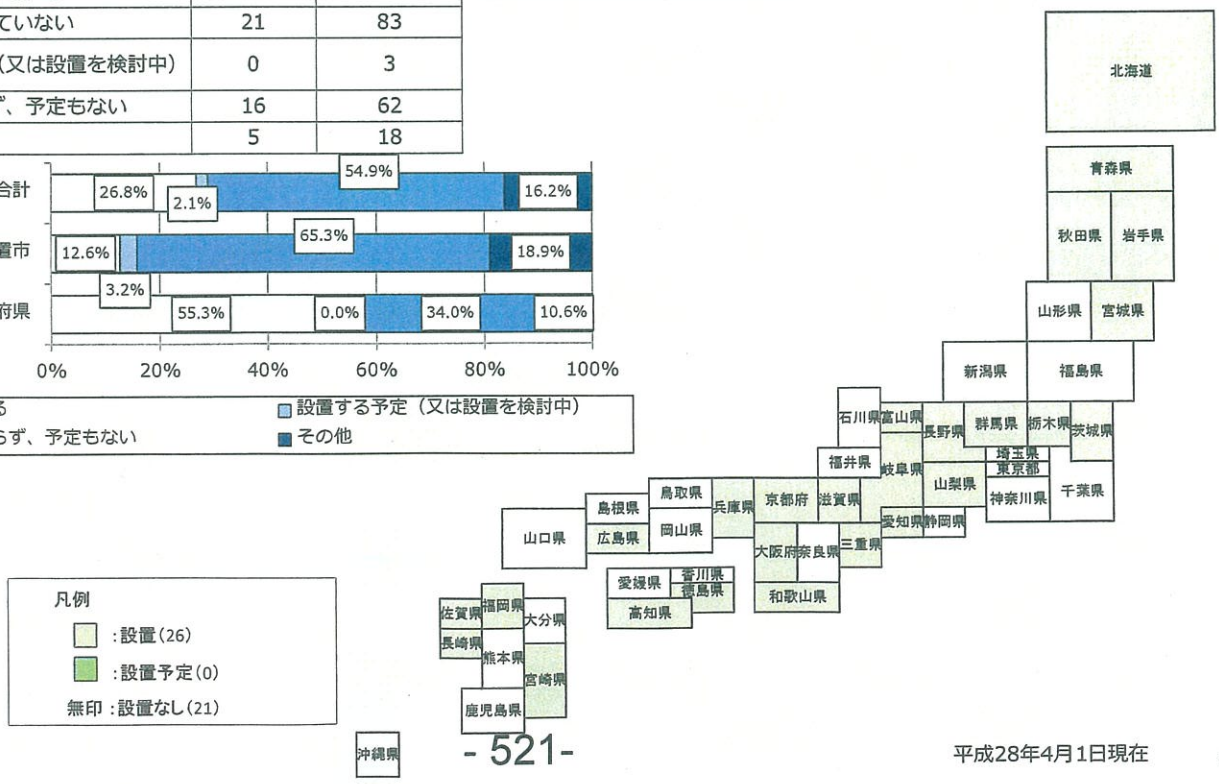

平成28年4月1日現在